

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福岡労働局

最終更新日：平成30年6月6日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
下村コンクリート工業（株）	福岡県北九州市小倉北区	H29. 6. 14	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2.68mの作業床の端で、防網を張り又は安全帯を使用させることなく労働者に作業を行わせたもの	H29. 6. 14送検
（有）福山組	福岡県北九州市小倉南区	H29. 10. 3	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第155条	車両系建設機械を使用する作業において、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	H29. 10. 3送検
（株）尾山組	福岡県福岡市西区	H29. 11. 1	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第155条 労働者派遣法第45条	車両系建設機械を使用する作業において、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	H29. 11. 1送検
（株）さかえ屋	福岡県飯塚市	H29. 11. 30	労働基準法第32条	労働者29名に、36協定の限度時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの	H29. 11. 30送検
（有）三栄運輸機工	福岡県福岡市東区	H29. 12. 11	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	休業4日以上労働災害について、災害発生場所を偽った労働者死傷病報告を提出したもの	H29. 12. 11送検
（株）キュウエイ	福岡県福岡市東区	H30. 1. 12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	ベルトコンベヤーのプーリーに付着した異物の除去作業の際に、ベルトコンベヤーの運転を停止しなかったもの	H30. 1. 12送検
セントラル硝子販売（株）	東京都調布市	H30. 1. 12	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第151条の70	重量約1トンのパレット2組を貨物自動車に積む作業において、当該作業を指揮する者を定めていなかったもの	H30. 1. 12送検
KMアルミニウム（株）	福岡県大牟田市	H30. 2. 13	労働基準法第75条	労働者が加療2か月の業務上負傷をしたにもかかわらず、必要な療養又は療養の費用負担をしなかったもの	H30. 2. 13送検
大和工業（有）	福岡県大牟田市	H30. 2. 13	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第564条	高さ3.8mの箇所、安全帯を使用させることなく、労働者に足場解体作業を行わせたもの	H30. 2. 13送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
福蔭グループ（株）	福岡県大牟田市	H30. 3. 6	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条 労働安全衛生規則第565条	高さ5m以上の足場の組立て作業において、足場の組立て等作業主任者を選任していなかったもの	H30. 3. 6送検
（株）大川デザインミュージアム	福岡県大川市	H30. 3. 6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2m以上で墜落のおそれのある箇所における作業について、足場等による作業床を設けなかったもの	H30. 3. 6送検
（株）キョウホー	京都府京都市山科区	H30. 3. 15	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第147条	真空成型機に、閉じなければ機械が作動しない戸その他の安全装置を設けずに、労働者に作業をさせたもの	H30. 3. 15送検
（特非）中高年ワーク支援（人材の紹介・派遣）の会	福岡県北九州市八幡西区	H30. 3. 16	最低賃金法第4条	労働者1名に、1か月間の定期賃金約25万円を支払わなかったもの	H30. 3. 16送検
藤川椎茸園	福岡県田川郡添田町	H30. 3. 30	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	労働者を走行集材機械の運転の業務に就かせるときに、当該業務に関する特別な教育を行っていなかったもの	H30. 3. 30送検
平方晴宏園	福岡県北九州市八幡西区	H30. 4. 20	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	休業4日以上労働災害について、災害発生場所及び発生状況を偽った労働者死傷病報告を提出したもの	H30. 4. 20送検
（株）大和土木	福岡県田川市	H30. 5. 11	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第355条	地山の掘削作業箇所の事前調査がされておらず、掘削した法面が深さ約3m、幅約4.3mに渡って崩壊したもの	H30. 5. 11送検
（株）九州シークレットサービス	福岡県糟屋郡志免町	H30. 6. 1	労働基準法第24条	労働者2名に、1か月間の定期賃金の一部合計37万円を支払わなかったもの	H30. 6. 1送検
（株）日本電化システム	福岡県福岡市中央区	H30. 6. 1	最低賃金法第4条	労働者6名に、1か月間の定期賃金合計約74万円を支払わなかったもの	H30. 6. 1送検